

令和7年 第3回真狩村議会臨時会会議録

○開会及び閉会

開会 令和7年5月8日 午前10時10分

閉会 令和7年5月8日 午前10時28分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
総務課長	松枝 主範	企画情報課長	野村 稔
建設課長	工藤 秀三		

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 議案第1号 動産の取得について(塵芥車)
- 4 議案第2号 動産の取得について(除雪トラック専用車)
- 5 議案第3号 工事請負契約の締結について(13号橋長寿命化修繕工事)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10：10 開会	議 長 (佐伯秀範)	ただいまの出席議員数は、8 人です。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 3 回真狩村議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程 1	〃	日程 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番 安藤義明君及び、6 番 福田恵子君を指名します。
日程 2	〃	日程 2 会期の決定についてを議題とします。 本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって会期は、本日 1 日と決定しました。
	〃	諸般の報告を行います。 第 1 に、本臨時会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。 次に、真狩村監査委員から令和 7 年 3 月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、本臨時会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にして、お手元に配布しております。
日程 3	〃	日程 3 議案第 1 号 動産の取得についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 1 号 動産の取得について 下記により動産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		条の規定により議会の議決を求める。 令和7年5月8日提出 真狩村長 岩原清一 動産の種類 名称 塵芥車 規格 排気量 5,123cc 出力 240 馬力 数量 1 台 取得価格 16,999,160 円 契約の相手方 小樽市塩谷2丁目2番33号 北海道日野自動車株式会社小樽支店 支店長 千葉芳照 提案理由につきましては、財産の取得での動産の買入れ契約の予定価格が1千万を超えるため、議会の議決を得る必要があることから提案するものです。 事業概要ですが、平成18年に購入した塵芥車は、経年劣化により荷台の腐食が進んでおり、また、修理箇所も増え維持費も増加していることから更新するものです。 なお、次のページに入札状況を記載した参考資料を添付しております。お開きください。 指名願が出されている業者のうち、今回の規格に合う塵芥車を販売できる業者が4社しかいないため、5月1日にそこに記載の指名業者4社、うち1社の辞退がありましたので、3社により指名競争入札を行いまして、落札率77.3%で北海道日野自動車株式会社小樽支店が落札いたしました。 納期につきましては、製造期間が約1年10か月掛かることから、年度をまたいだ令和9年2月28日とし、現在仮契約中です。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 陰能裕一君
	7番 (陰能裕一)	塵芥車ということで、車の荷台もそうなのですが、背中のいわゆる作業装置といいますか、その架装の部分も大事かと思うのですが、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		分かる範囲で結構ですが、背中の中の架装のメーカーについて、多分分かっているのだと思うのですけれども、教えていただければと思います。以上です。
	議 長 (佐伯秀範) 企画情報課長 (野村 稔)	答弁 野村企画情報課長 ただいま、陰能議員から、塵芥車の荷台のメーカーについて御質問をいただきました。これについては、新明和さんという会社で作っております。以上です。
	議 長 (佐伯秀範) 7 番 (陰能裕一)	陰能裕一君 質問の趣旨としては、シャーシと、あと背中の中の荷台の架装という2つの部分がございます。まず実績のある、両方実績のあるところが好ましいということ。あるいは、実際の生産に当たっては、これの両方の納期といえますか、打合せをしながら、発注者としての打合せをしながら、細かく、実際使いやすいような架装にしていくだとか、あるいは納期をきちんと守っていくという中でも、落札者はこの落札者なんだけれども、架装の方とも密な打合せをしながら、今後長い期間になると思いますけれども、納車に向けて努力をしていただきたいと、これが質問の趣旨でございます。よろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範) 企画情報課長 (野村 稔)	答弁 野村企画情報課長 陰能議員から、納期に向けて、シャーシと架装の部分の綿密な打合せをして、より良いものを提供してもらうようにという御質問をいただきました。私どもとしましては、1年10か月という長い納期がありますので、しっかり荷台の部分とそれに取り付けるトラックの部分、十分に検査をしながら、随時業者さんと打合せをしながら、今まで使っているパッカー車よりも当然グレードというか使い勝手が悪くならないように、十分打合せをしながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。 (陰能議員「終わります。」)
	議 長 (佐伯秀範)	ほかに質疑はありませんか。(なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第1号 動産の取得についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第1号 動産の取得については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 4 議案第2号 動産の取得についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第2号 動産の取得について 下記により動産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。 令和7年5月8日提出 真狩村長 岩原清一 動産の種類 名称 除雪トラック専用車 規格 10 t (6×6) SG1W 数量 1 台 取得価格 6,072 万円 契約の相手方 小樽市塩谷2丁目1番7号 UDトラックス北海道株式会社小樽支店 支店長 藤島 昌生

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		提案理由につきましては、議案第1号と同じ理由により提案するものです。 事業概要ですが、冬期間の村道の安全を確保するため、平成17年度に購入した除雪トラック専用車は、経年劣化により作業速度が遅くなってきており、また、故障も増え維持費も増加していることから更新するものです。 なお、次のページに入札状況を記載した参考資料を添付しております。指名願が出されている業者のうち、今回の規格に合う除雪トラック専用車を販売できる業者が4社しかいないため、5月1日にそこに記載の指名業者4社により指名競争入札を行いまして、落札率91.3%でUDトラックス北海道株式会社小樽支店が落札いたしました。購入価格が6,160万円、下取り価格の88万円を差し引きまして、取得価格が6,072万円となっております。納期を令和8年3月30日として、現在仮契約中です。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 1 番 大平慎一郎君
	1 番 (大平慎一郎)	納期の関係について御説明いただきたいと思います。納期が明年の3月末日ということで、多分これは今年度の除雪期間が終了する頃が納期になっていると思います。これは再来年度の稼働に向けての購入ということなののでしょうか。それともこれは、納期は3月30日ということで設定しておりますけれども、実態としては雪降る前に納入されるということを見込んでの入札だったのでしょうか。その辺をお聞きたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範) 建 設 課 長 (工藤秀三)	答弁 工藤建設課長 大平議員の質問にお答えしたいと思います。 納期につきましては、令和8年の3月30日となっておりますが、これは今年はいくまでも購入する期間として、実稼働としては令和8年度からの冬のシーズンとして購入することになっております。以上です。 (大平議員「終わります。」)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5	議 長 (佐伯秀範)	ほかに質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 2 号 動産の取得についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 2 号 動産の取得については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 5 議案第 3 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 3 号 工事請負契約の締結について 次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項 第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。 令和 7 年 5 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一
		契約の目的 13 号橋長寿命化修繕工事 契約の方法 指名競争入札 契約金額 8,118 万円 契約の相手方 虻田郡真狩村字真狩 15 番地 5 村上建設株式会社 代 表取締役 村上孝寿

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		提案理由につきましては、工事請負契約の予定価格が5千万円を超えるため、提案するものです。 工事概要ですが、村道の長期的な安全確保を図るため、村道富里13号線に架かる13号橋、橋長48.3m、幅員7.5mの橋梁の伸縮装置取替え、支承補修、防護柵取替え、桁の塗替えなどの工事を行うものです。 なお、次のページに入札状況を記載した参考資料を添付しております。5月1日にそこに記載の指名業者5社、うち2社の辞退がありましたので、3社により指名競争入札を行いまして、落札率99.4%で村上建設株式会社が落札いたしました。工期を令和7年5月9日から令和8年1月20日までとし、現在仮契約中です。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 工事請負契約の締結についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10：28 閉会	議 長 (佐伯秀範)	これで、令和7年第3回真狩村議会臨時会を閉会します。 御苦労様でした。 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、 ここに署名する。 議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署) 議 員 福 田 恵 子 (原本自署) 議 員 安 藤 義 明 (原本自署)